

**植栽管理業務における随意契約の事後公表
(シルバー人材センター) 堀之内浄化センター**

公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第19条第1項第2号(※注1)の規定により、随意契約を行ったことから、同規程第18条第2項(※注2)で定める契約の手続きにより、つぎのとおり公表する。

平成28年4月27日
公益財団法人 新潟県下水道公社
理 事 長 田 邊 敏 夫

- 1 提供を受けようとする役務の内容
平成28年4月27日から平成29年3月31日までの堀之内浄化センターの植栽管理業務委託
- 2 契約の相手方
〒946-0011 魚沼市小出島130-1
公益社団法人 魚沼市シルバー人材センター
理 事 長 石 田 光 芳
- 3 契約年月日
平成28年4月27日
- 4 契約額
756,000円
- 5 契約の相手方とした理由
見積書の額が公益財団法人新潟県下水道公社において設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。

(※注 1) 公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第 19 条第 1 項第 2 号の規定は次のとおり
(随意契約)

第 19 条 第 18 条第 1 項の随意契約は、次の各号に掲げる場合にできるものとする。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条 第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者において制作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約、又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として新潟県知事の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(3) (略)

以降 (略)

(※注 2) 公益財団法人新潟県下水道公社会計規程第 18 条第 2 項の規定は次のとおり
(契約の手続き)

第 18 条

2 契約の手続きは、別に定めるもののほか、新潟県財務規則（昭和 57 年 3 月 1 日新潟県規則第 10 号）の例による。

このことから、新潟県財務規則第 72 条の 2 の規定を当てる。

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

第 72 条の 2 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 契約担当者は、見積書の提出期限の前日から起算して 10 日以上（やむを得ない理由があると認めるときは、5 日以上）の期間（やむを得ない理由がある）において、買い入れようとする物品又は提供を受けようとする役務の内容、契約をしようとする部局又は事務所の名称及び所在地、契約の相手方の決定方法、見積書の提出期限及び提出方法その他必要な事項を公表すること。

(2) 契約担当者は、契約をした後速やかに、買い入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。

2 前項の規定による公表は、県報に登載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(平 17 規則 122・追加)